

別冊 1

恵庭市老人福祉施設指定管理者業務仕様書

恵庭市老人福祉施設指定管理者業務仕様書

恵庭市柏陽憩の家・島松憩の家・和光憩の家・大町憩の家・恵み野憩の家の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

1. 趣 旨

本仕様書は、恵庭市老人福祉施設の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等について定めることを目的とする。

2. 恵庭市老人福祉施設の管理に関する基本的な考え方

恵庭市老人福祉施設の管理運営にあたっては、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) 恵庭市老人福祉施設条例（昭和 49 年条例第 30 号）第 1 条に規定する恵庭市老人福祉施設の設置目的に基づき、管理運営を行うこと。
- (2) 地域住民や利用者の意見を管理運営に反映させること。
- (3) 個人情報の保護を徹底すること。
- (4) 効率的運営により管理運営費の削減に努めること。

3. 施設の概要

- (1) 名 称：恵庭市柏陽憩の家

所 在 地：恵庭市柏陽 1 丁目 2 6 番地

敷地面積：1, 0 4 4. ²¹m²

延床面積：4 3 9. ⁹²⁵m²

施設構造：鉄骨造平屋建

施設内容：集会室 1 8 8. ¹⁴m² 休養室 3 2. ⁴³m² 趣味の室 3 1. ⁰⁸m²

浴室 3 0. ³⁴m² トイレ 3 4. ⁵³m²

玄関及びホール 約 8 8. ⁵²⁵m² その他 約 3 4. ⁸⁸m²

- (2) 名 称：恵庭市島松憩の家

所 在 地：恵庭市島松東町 1 丁目 1 番 15 号

敷地面積：1, 1 9 9. ³m²

延床面積：7 9 8. ¹m²

施設構造：鉄骨造 2 階建

施設内容：玄関 1 6 m² 集会室 1 9 1. ²m² 事務室 1 2 m²

調理室 1 8 m² 機械室 1 0 m² 便所 7 4. ⁵m² (多用途含む)

浴室・脱衣室 2 7 m² 休養室 3 4. ⁵m² 趣味の室 3 5 m²

地域交流室 5 0 m² 世代間交流室 5 0 m²

給湯室 6. ⁴m² 倉庫 2 2. ⁵m² 物入 2 2. ²m²

EV 1 2 m² 廊下その他 2 1 6. ⁸m²

(3) 名称：恵庭市和光憩の家

所在地：恵庭市和光町3丁目1番1号

敷地面積：1,225.28m²

延床面積：424.44m²

施設構造：補強コンクリートブロック造平屋建

施設内容：玄関 16m² 事務室 13m² 湯沸室 12m²
物置 17m² 機械室 20m² 浴室 19m²
脱衣室 10m² 便所 20m² ホール 10m²
休養室 32m² 趣味の室 39m²
物置 26m² 集会室 160m² 廊下その他 31m²

(4) 名称：恵庭市大町憩の家

所在地：恵庭市大町4丁目5番15号

敷地面積：1,524m²

延床面積：493m²

施設構造：鉄骨造平屋建

施設内容：集会室 149m² 休養室 38m² 趣味の室 36m²
研修室 33m² 浴室 28m² トイレ 29m²
厨房 19m² 玄関及びホール 112m²
その他 49m²

(5) 名称：恵庭市恵み野憩の家

所在地：恵庭市恵み野北2丁目1番3

敷地面積：2,500m²

延床面積：664m²

施設構造：鉄骨造平屋建

施設内容：集会室 196m² 休養室 48m² 趣味の室 48m²
研修室 39m² 男女浴室 62m² ホール 68m²
事務室 19m² 物置(2カ所) 19m² 身障者トイレ 4m²
その他 130m²

4. 開館時間及び業務時間

(1) 開館時間：午前9時から午後4時までとする。但し、島松憩の家については、地域の町内会や自治会から地域交流室及び世代間交流室の夜間の利用申請があったとき、午後10時まで延長する。また、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(2) 業務時間：午前8時45分から午後4時15分までとする。但し、島松憩の家については、地域交流室及び世代間交流室の夜間の利用申請があったとき、業務時間を午後10時15分まで延長する。また、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

5. 休館日

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日（昭和23年法律第178号、以下「祝

日法」という。)及び12月29日から翌年1月3日までとする。但し、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、または臨時に休館日を設けることができる。

6. 法令等の遵守

恵庭市老人福祉施設(福住憩の家を除く)の管理にあたっては、本仕様書のほか、次の各項に掲げる法令に基づかなければならない。

- (1) 地方自治法
- (2) 恵庭市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例
- (3) 恵庭市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則
- (4) 恵庭市老人福祉施設条例(以下「老人福祉施設条例」という。)
- (5) 恵庭市老人福祉施設条例施行規則(以下「老人福祉施設規則」という。)
- (6) 恵庭市個人情報の保護に関する法律施行条例
- (7) 労働基準法(昭和22年法律第67号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、健康保険法(大正11年法律第70号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)などの労働関係法令

就業規則、労働条件通知書・雇用契約書、賃金台帳、勤怠管理、年次有給休暇、割増賃金、労使協定(36協定)、育児・介護休暇、健康診断、健康保険・厚生年金、労働者災害補償保険、雇用保険 等

- (8) その他関係法令
指定期間中に前各項に規定する法令等に改正があった場合は、改正された内容によるものとする。

7. 管理にあたっての心得

(1) 利用者対応

主に高齢者が利用する公共施設であることから、高齢者の心身の特性を十分に理解した対応を心がけること。また、火災等の緊急事態における利用者の迅速な避難保護と事故防止に努めるとともに、盗難の防止や遺失物の管理等にも十分注意を払うこと。

(2) 施設管理

清掃及び整理整頓を常に心掛けること。また、灯油・ガス等の可燃物や上下水道、タンクの配管等の安全管理には十分注意を払うこと。

8. 管理業務の内容

(1) 施設の運営及び維持管理に関すること。

① 職員等に関すること。

- ア 管理業務及び催事に応じて必要な人員を配置すること。
- イ 職員等の勤務形態は、施設の運営に支障がないように定めること。
- ウ 職員等に対して、施設の運営及び維持管理に必要な研修を実施すること。
- エ 業務の一部を市内障がい者団体に再委託等を行っている場合は、障がい者の特

性に最大限配慮すること。

- ② 施設の適正な運営のため、以下の設備等に関する保守管理・点検・検査等を行うこと。

ア 施設内及び敷地内の清掃及び暖房、給排水、衛生設備等の維持管理、消防設備保守点検、設備巡視点検等の保守管理

No.	業務名	内容	回数/年	時期	備考
1	消防用設備保守点検	消防設備点検	2回	年度内	
2	防火対象物定期点検	防火対象物点検	1回	年度内	
3	ボイラ-定期点検	ボイラ-点検	1回	年度内	
4	エレベーター保守点検業務	エレベーター保守点検	1回	年度内	島松憩の家
5	浴槽水水質検査業務	浴槽水水質検査	1回 (島松:2回)	年度内	柏陽、恵み野、島松憩の家

- ③ 駐車場等外構設備の適切な維持管理を行うこと。
- ④ 施設老朽化等の状況を確認し、維持管理に関する計画書を作成し提出すること。
また、この計画に基づき適切に管理すること。
- ⑤ 敷地内の巡視は、館内設備の異常の有無、秩序保持等を確認する基本的業務であることから午前、午後に各1回以上実施すること。
- ⑥ 管理業務従事者は、従事者間の引継ぎがある場合には、万全を期して、業務の円滑な執行にあたるものとする。特に、勤務中に発見した施設設備の異常あるいは利用者から指摘のあった事項等は業務日誌に記載する他、伝言メモ等に記録して確実に引継ぎをし、問題の早期解決に努めること。
- ⑦ その他
- ア 受付業務及び行事予定台帳の記載に関すること。
- イ 建物の維持管理業務(清掃・小破修繕等)に関すること。
- ウ 屋外の維持管理業務(清掃・草刈・除雪等)に関すること。
- エ 電話の受理応答に関すること。
- オ 施設の財産管理及び備品管理に関すること。
- カ 光熱水費の契約・発注及び支出に関すること。
- キ 消耗品等の購入・検収に関すること。
- ク 火災等災害時処理、消防計画による防火管理業務に関すること。
- ケ 各種保守点検時の立会検収に関すること。
- コ 火災報知機作動の対応に関すること。
- サ ボイラ-等設備故障時の対応に関すること。
- シ 電話使用料の取扱に関すること。
- ス 業務日誌・各種統計資料の作成(記録)に関すること。
- セ 月次、年間報告書を作成し報告すること。
- ソ 利用統計等、運営に必要な資料を作成保管し市から提出を求められたときは、

これに応じること。

タ 緊急時の対応、防犯・防火・防災時の対策について、マニュアルを作成し職員等に指導を行うこと。

チ 自動体外式除細動器（AED）の設置及び管理に関すること。

各憩の家に1台ずつ、自動体外式除細動器（AED）を設置し、これを適切に管理すること。

ツ 除雪機の設置及び管理に関すること。

敷地内の除雪にあたり、除雪機を設置し、これを適切に管理すること。なお、柏陽憩の家・大町憩の家について、令和6年度末までは市にてリースしている除雪機を使用するものとする。

テ 館内に設置しているICT機器（インターネットテレビ・タブレット等）を積極的に活用すること。また、施設管理者においては、必要に応じて研修等を実施し、機器活用に必要なスキルの習得に努めること。

ト 恵庭市カーボンマネジメントシステムへの協力

本市では恵庭市カーボンマネジメントシステムを運用し、環境配慮活動に取り組んでいることから、環境負荷低減対策を実行・記録し、適宜結果を報告するなど環境に配慮した施設管理を行うこと。

(2) 施設管理に伴う人員の確保及び資格等に関すること。

施設の管理運営を行うため、次の要件を満たすこと。

- ① 受付事務・清掃業務の職員等を配置すること。ただし、専門業者に委託する場合を除く。
- ② 上記の人員は、施設の運営が安全に行われるために必要な人数を確保すること。
- ③ 機械・衛生・電気設備の維持管理にあたっては、必要な知識を有する者を配置する等、管理に支障のない体制を確保すること。
- ④ 施設の管理については、防火管理者の資格を有するものを配置し常に消防機関と連絡を密にし、消防計画、査察、教育訓練等の適正を期するよう努めること。

(3) 施設の利用等に関すること

- ① 利用者が施設の設置目的に沿って利用しようとする場合に、適切に施設を利用させること。利用目的等が公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがある場合並びに施設の管理運営上支障があると判断した場合は、その利用を拒否すること。
- ② 利用者が施設の付属施設及び備付物品を利用しようとする場合は、これを利用させ、または適切に施設設備を利用させること。
- ③ 島松憩の家の使用にあたっては、使用の7日前までに使用許可を受けること。

9. 技術業務内容

技術業務の主な内容は次のとおりとする。

(1) 映像、音響機器等の貸出備品及び機器類の維持管理に関すること。

(2) 行事終了後の原状復帰に関すること。

1 0. 個人情報保護に関すること

(1) 指定管理者は、恵庭市個人情報の保護に関する法律施行条例及び個人情報の保護に関する法律の定めるところにより個人情報の適切な取扱いについて必要な措置を講じなければならない。

(2) 指定管理者及び指定管理業務に従事する者は、当該業務の実施に関して保有する情報及び当該業務の実施によって知り得た個人情報について、外部へ漏らし、または、他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、または指定を取り消された後においても同様とする。

(3) 日常より個人情報保護の体制をとり、職員等に周知・徹底を図ること。

1 1. 販売行為等の禁止

指定管理者の指定を受けた者以外は、施設及びその敷地内において、物品の販売、寄附の要請その他これらに類する行為をしてはならない。

1 2. 立入り検査について

市は必要に応じて、施設、備品、各種帳簿等の現地検査を行うこととする。

1 3. 施設の管理事業に係る経費等について

(1) 提示された事業計画に基づき、別途協定書において算定した指定管理料を市は指定管理者に対し支払うものとする。

(2) 前項の指定管理料については、原則として増額及び減額はしないものとする。

(3) 支払い時期は協定締結時に協議の上決定するが、いわゆる前金払いは行わない。

1 4. 軽易な施設修繕と備品修理の負担区分

(1) 施設設備・備品の修理・修繕金額が、1件5万円以下の軽微な場合は指定管理者の負担により行うものとする。

(2) その他の修繕については、市の負担により修繕を行う。ただし、指定管理者の所有に係る物品等の修繕については指定管理者の負担により修繕を行う。

(3) 修繕料の負担区分に疑義が生じた場合は、すみやかに市と協議すること。

1 5. 施設及び設備等の使用

業務処理のため必要となる事務室（付帯する電話、電気、暖房設備等を含む）、機械室、物品庫等の使用は無償とするが、指定管理者の責に帰する理由により備品器具の破損等をした場合は指定管理者が弁償するものとする。

1 6. 用具等の負担区分

管理業務の遂行に必要な消耗品・備品の購入は指定管理者の負担とするが、特別な事情により当初予算を越える高額な消耗品・備品の必要が生じた場合は、協議の上負担区

分するものとする。

17. その他経理等に関する事項

- (1) 指定管理者が、指定期間中に施設の管理運営費により購入した物品については、市と事前、または事業報告書を基に協議するものとする。なお、備付けの物品については、別途提示する。
- (2) 指定管理者は、市の所有に帰属する物品については、「恵庭市物品管理規則」に基づいて管理を行うものとする。また、指定管理者は同規則に定められた備品台帳を備えてその保管にかかる物品を整理し、購入及び廃棄等の異動について定期的に市に報告しなければならない。
- (3) 指定管理者は、経理規定を策定し経理事務を行うこと。

18. 業務を実施するにあたっての注意事項

指定管理者は管理業務の実施にあたり、次の事項に留意して円滑に実施すること。

- (1) 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の個人、団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (2) 市内にある、他の市民利用施設との連携を図った運営を行うこと。
- (3) 指定管理者が施設の管理運営にかかわる各種規定・要綱等を作成する場合は、市と協議を行うこと。
- (4) 各種規定等がない場合は、恵庭市の諸規定に準じて、あるいはその精神に基づき業務を実施すること。
- (5) 障がい者の雇用を確保するため、市内障がい者団体と十分な協議の上、本指定管理業務の一部について市内障がい者団体に対して委任または請け負わせるよう努めること。また、業務の一部を委任または請け負わせる場合は、各年度の計画において当該業務内容、委託先、契約金額を記載すること。なお、市の承諾を得た場合を除き業務の全部または主たる部分を一括して第三者に委任、または請け負わせてはならない。
- (6) 恵庭市の施策としての事業に、積極的に取り組むよう協力すること。
- (7) その他、仕様書に記載のない事項については、市と協議を行うこと。

19. 協議等

指定管理者はこの仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は市と協議し決定するものとする。

(別表1) 憩の家(5館)・利用者数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	計
老人憩の家（5館）	67,821	63,302	35,511	37,391	50,252	254,277
和光	10,376	9,286	5,829	6,936	9,181	41,608
大町	8,234	7,522	3,970	4,609	6,282	30,617
柏陽	13,064	12,094	6,021	6,337	8,854	46,370
恵み野	18,766	17,865	10,956	10,439	13,084	71,110
島松	17,381	16,535	8,735	9,070	12,851	64,572

※柏陽・恵み野・島松憩の家は入浴での利用者数を含む。

(別表 2) 責任の分担表

◎は、主に業務を行う者、○は従に業務を行う者を表します。

項目	区分	内容	市	指定管理者
施設・設備等の維持管理	施設・設備等管理	施設の管理、施設・設備の補修	○*	◎
	安全管理	巡視		◎
	植物等管理	芝生管理、樹木管理		◎
	設備管理	施設・設備の検査・点検		◎
	衛生管理	日常清掃、特別清掃、ごみ収集		◎
	冬期管理	建物の雪下ろし、除雪、冬囲い		◎
	その他管理	有害駆除等		◎
	施設整備・改修	施設の改修、増築、大規模修繕等	◎	
施設の管理運営	利用提供業務	備品等の管理、利用者への対応、利用調整、苦情対応		◎
	利用料金の收受等	利用料金の決定、收受、減免等		◎
	利用促進業務	インターネット、広報誌等による情報提供事業、住民との協働推進、利用者満足度の把握		◎
	事故処理等	安全対策、保険加入、事故処理	○指示等	◎
	災害時対応	安全対策、施設の利用禁止等、利用者の安全確保、応急措置、市に対する報告	○指示等	◎
その他	上記業務に伴う財務、契約、記録管理等		◎	

※ 施設等の補修については、指定管理者の責めに帰する破損や通常の維持管理の範疇にある小破修繕（1件当たりの補修額が5万円以下）は、指定管理者の負担とします。なお、指定管理者の責めに帰さない老朽化等による大規模修繕や災害等の復旧については、別途、市と協議するものとします。

(別表 3) リスク分担表

種 類	内 容	負担者	
		市	指定管理者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○*
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	経費の支払い遅延（市→指定管理者）によって生じた事由	○	
	経費の支払い遅延（指定管理者→業者）によって生じた事由		○
施設・設備の損傷	通常の使用による施設・設備・外構・備品の損傷に伴う維持管理・補修費用の増加等		○
	日常的な維持管理の瑕疵に基づく維持管理・補修費用の増加等		○
	天災その他不可抗力による施設、設備の損壊による損害、事業の中断等	○	
	法令改正により必要となった施設の修繕等に係る費用の増加、業務の中断等（施設利用者の生命身体の安全確保を目的として施設躯体の改修が必要となった場合）	○	
	上記以外の法令改正により必要となった施設・設備・外構の維持補修		○
資料等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外）	○	
第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生		○
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

※ 物価変動については、損益が当初予定の 1.2 倍を超え、かつ、収支計画に大きな影響を与えることが明らかである場合、協議するものとします。

恵庭市憩の家保守点検委託業務仕様書一覧

No.	業 務 名	内 容	備 考
1	消防用設備保守点検業務	消防設備点検	
2	防火対象物定期点検業務	防火対象物法定点検	
3	ボイラー定期点検業務	ボイラー点検	
4	エレベーター保守点検業務	エレベーター保守点検	島松憩の家
5	浴槽水水質検査業務	浴槽水水質検査	柏陽、恵み野、 島松憩の家

1. 消防用設備保守点検仕様書

1 保守点検対象施設 「恵庭市老人憩の家」(5館)
※令和9年度以降は柏陽を除く4館

2 点検及び時期
年2回 『総合点検 1回(9月実施)』
『外観及び機能点検 1回(3月実施)』

3 保守点検設備

(1) 消火器具

- ・ 消火器

(2) 屋内、消火栓設備

- ・ 加圧送水装置
- ・ 屋内消火栓
- ・ ポンプ方式
- ・ 配線点検

(3) 粉末消火器設備

(4) 自動火災報知設備

(5) 配線点検

(6) 非常警報・放送設備

- ・ 非常電源(内蔵型)
- ・ スピーカー
- ・ 非常ベル
- ・ 自動式サイレン

(7) 避難器具

(8) 誘導灯及び誘導標識

(9) 防火、排煙設備

- ・ 連動制御盤

4 届出報告

恵庭市消防本部への点検結果報告書の届出代行を含む。

2. 防火対象物定期点検仕様書

- 1 定期点検対象施設 「恵庭市老人憩の家」 (5 館)
※令和9年度以降は柏陽を除く4館
- 2 消防機関への報告
・消防法第8条の2の2の規定に基づき消防機関へ報告
- 3 点検内容
 - 1) 防火管理維持台帳記録及び保管
 - 2) 防火対象物の概要
 - 3) 届出
 - ・ 防火管理者選任 (解任)
 - ・ 消防計画作成 (変更)
 - 4) 消防計画
 - ・ 自衛消防の組織
 - ・ 火災予防上の自主検査
 - ・ 消防用設備等の点検及び整備
 - ・ 避難施設の維持管理及びその案内
 - ・ 防火上の構造の維持管理
 - ・ 収容人員の適正化
 - ・ 防火上必要な教育
 - ・ 消火、通報及び避難訓練
 - ・ 消火活動、通報連絡及び避難誘導
 - ・ 消防機関との連絡
 - ・ 工事中の火気使用又は取扱監督
 - ・ 防火管理業務の一部委託
 - ・ 権限の範囲
 - ・ 消火訓練及び避難訓練の実施回数
 - ・ 消火訓練及び避難訓練を実施する場合の消防機関への連絡
 - 5) 防火対象物の管理
 - ・ 避難上必要な施設及び防火戸の管理
 - ・ 防災物品の表示
 - ・ 火を使用する設備の位置
 - ・ 火を使用する設備の管理
 - ・ 火を使用する器具の取扱
 - 6) 消防設備
 - ・ 消火器、簡易消火用具
 - ・ 屋内消火栓
 - ・ 自動火災報知設備
 - ・ 漏電火災報知設備
 - ・ 非常警報器具及び設備
 - ・ 誘導等、誘導標識
 - ・ 設置の届出
 - ・ 消防機関の検査
 - 7) 危険物の取扱い及び管理
 - ・ 火気の使用制限
 - ・ 漏れ、あふれ又は飛散の防止
 - ・ 容器
 - ・ 計器類に関する監視
 - ・ タンク本体
 - ・ 配管

3. ボイラー定期点検仕様書

- 1 保守点検対象施設 「恵庭市老人憩の家」(5 館)
※令和 9 年度以降は柏陽除く 4 館
- 2 ボイラー本体(年1回)
 - A) 燃焼室及び煙管清掃(炉筒・煙管・煙室)
- 3 燃焼装置
 - A) バーナー点検(年2回)
燃焼ポンプフィルター清掃、入り口フィルター清掃、着火電極清掃、ノズル清掃
ローターファン清掃、ディフューザ清掃、フレイムアイ清掃
- 4 試運転調整(年2回)
 - A) 燃焼調整測定
排煙濃度(スモーク)、自動ダンパー開度測定
- 5 安全装置確認(年2回)
 - A) 燃焼監視装置の燃焼遮断試験
- 6 電気関係(年2回)
 - A) 制御盤内点検、各リレー、マグネット接点点検
 - B) 制御盤封印施錠
- 7 付属装置(年1回)
 - A) オイルプレヒーター清掃
- 8 報告
作業終了後サービス報告書に必要事項を記入し、提出する。

4. エレベーター保守点検仕様書

- 1 保守点検対象施設 「島松憩の家」
- 2 機械室なしエレベーター定期検査（毎月）
（三菱エレベーター法定・品質検査）
- 3 検査項目
 - ① 共通（受電版及び制御器・巻上機・主索（ロープ）等）
 - ② かが室
 - ③ かが上
 - ④ 乗り場
 - ⑤ ピット
 - ⑥ 付加装置等

5. 浴槽水水質検査仕様書

- 1 保守点検対象施設 「柏陽、恵み野、島松憩の家」
※令和9年度以降は柏陽除く2館
- 2 検査の実施時期
年度内に1回実施（島松憩の家は2回実施）
- 2 試験項目
 - ①大腸菌群数
 - ②濁度
 - ③全有機炭素（TOC）
 - ④レジオネラ
 - ⑤水素イオン濃度（pH）